

第5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

5-1. 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地及びその周辺には、利用者が年間30万人前後に上る市立図書館や、展示会や研修会などの多目的利用がある文化会館、建築家村野藤吾の設計のもと昭和12年（1937年）に開館し国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館や旧宇部銀行館（ヒストリア宇部）といった文化・教育施設や、子育て支援機能を有する多世代ふれあいセンターなど、様々な福祉施設が集積している。

また、中心市街地内には総合病院が3施設立地しているほか、中心市街地に近接して第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院も立地しており、初期救急医療から三次救急医療まですべての医療体制が整備されている。

一方で、老朽化が進んでいる公共施設も多く、福祉機能や研修室・ホール等を有する総合福祉会館は令和7年（2025年）3月31日付の閉館が決定している。また中心市街地に隣接して立地し、国内最古級のプラネタリウムを備える勤労青少年会館も老朽化による外壁落下等の影響もあり、当初の閉館予定時期を前倒し令和5年（2023年）6月1日付で閉館するなど、各施設の維持・更新が課題となっている。

また、市民アンケートにおいても、中心市街地に文化施設を求める声が多いほか、子育て・教育施設に対する今後の重要度が高い結果となっている。

現在、旧宇部銀行館及び文化会館については耐震化をはじめとした建物・設備改修工事に着手しているが、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業の実施により旧山口井筒屋宇部店跡地において子育て支援拠点やくつろぎ・交流機能を核とする公共施設と飲食機能などを備えた民間施設からなる複合施設を整備するほか、その他の施設についても維持・更新も含め、より一層の機能向上を図る必要がある。

5-2. 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

11.【事業名】常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和8年度		
【実施主体】	宇部市		
【事業内容】	旧山口井筒屋宇部店跡地において、子育て支援拠点とくつろぎ・交流機能を核とする公共施設と、飲食機能などを備えた民間施設からなる新たな複合施設を、官民連携事業手法（DBO方式）により整備する。		
	<にぎわい交流拠点イメージ>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなかのにぎわい創出、経済活力の維持向上、まちなか居住の推進		
【目標指標】	歩行者通行量、店舗増加数、人口社会増減数		
【活性化に資する理由】	中心市街地に新たな拠点となる複合施設を整備・運営することで、にぎわいの創出・エリア価値の向上等を図り、中心市街地全体の活性化につなげる。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（宇部市役所周辺地区 第2期）		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	—		

12.【事業名】ご近所ふれあいサロン事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	宇部市		
【事業内容】	中心市街地の空き家・空き店舗を活用し、世代を超えた通いの場を整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなかのにぎわい創出		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	さまざまな世代が集うことができる場をまちなかに整備することで、にぎわいの創出につなげる。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】	—		

13.【事業名】福祉なんでも相談事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	宇部市		
【事業内容】	子育て、介護・障害など、福祉に関するワンストップ相談（福祉なんでも相談）窓口を開設・運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか居住の推進		
【目標指標】	人口社会増減数		
【活性化に資する理由】	福祉に関するワンストップ窓口を開設・運営することで、まちなかへの住みやすさの向上を図り、人口増加につなげる。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】	—		

14.【事業名】総合福祉会館跡地利活用検討調査事業

【事業実施時期】	令和 7 年度		
【実施主体】	宇部市		
【事業内容】	宇部市総合福祉会館跡地の利活用を検討するための可能性調査を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなかのにぎわい創出		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	可能性調査を実施し、市民サービスの質の向上や新たな人の流れの創出などにつながるよう施設の整備・運営のスキームを検討することで、将来的な中心市街地の活性化につなげる。		
【支援措置名】	民間資金等活用事業調査費補助事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	—		

(4) 国の支援がないその他の事業

15.【事業名】読書のまちづくり拠点事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和10年度
【実施主体】	宇部市
【事業内容】	市立図書館を「読書のまちづくり」の拠点として機能強化・にぎわい創出につながる施設整備を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	まちなかのにぎわい創出
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	施設整備により市立図書館への来館者を増加させることで、にぎわいの創出につなげる。

16.【事業名】旧宇部銀行館施設整備事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和8年度
【実施主体】	宇部市
【事業内容】	多くの市民が集い、まちのシンボルでもある旧宇部銀行館（ヒストリア宇部）の劣化が著しいため、建物や設備の修繕を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	まちなかのにぎわい創出
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	旧宇部銀行館を修繕することでイベントや講座等の開催を促進し、利用者の増加を図ることで、にぎわいの創出につなげる。

17.【事業名】宇部市文化会館改修事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和7年度
【実施主体】	宇部市
【事業内容】	市民の文化活動を支える拠点施設である、宇部市文化会館の耐震化等の改修を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	まちなかのにぎわい創出
【目標指標】	歩行者通行量
【活性化に資する理由】	文化会館を改修することでイベントや講座等の開催を促進し、利用者の増加を図ることで、にぎわいの創出につなげる。